

長崎県立大学教育開発センター長等選考規程

〔平成20年4月1日〕
規程第70号

改正 平成26年12月2日規程第25号

改正 平成27年3月3日規程第31号

改正 平成28年2月2日規程第37号

改正 平成29年12月5日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学教育開発センター規程（平成20年規程第69号）第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、長崎県立大学教育開発センター長（以下「センター長」という。）及び長崎県立大学教育開発センター副センター長（以下「副センター長」という。）の選考及び任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 センター長及び副センター長の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長又は副センター長の選考を行う。

(1) センター長または副センター長の任期が満了するとき

(2) センター長または副センター長が辞任を申し出たとき

(3) センター長または副センター長が欠員となったとき

2 学長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1か月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあっては速やかにセンター長または副センター長の選考を行うものとする。

(選考の基準等)

第4条 センター長は、長崎県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授で、経営学部及び地域創造学部 に所属する者のうちから学長が適任と認める者を選考する。

2 副センター長は、本学の専任の教授又は准教授で、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部 に所属する者のうちから学長が適任と認める者を選考し、指名する。

一部改正 [平成27年規程第31号、平成28年規程第37号]

(教育研究評議会における審議)

第5条 学長は、センター長候補者の選考について教育研究評議会に意見を聴くものとする。

2 教育研究評議会は、前項の意見を求められたときは、センター候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

一部改正 [平成27年規程第31号]

(任命の申出)

第6条 学長は、前条第2項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、センター長の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

(任期)

第7条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第3条第1項第2号または第3号の事由により選出された者の任期は、第1項及び前項の規定

にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センター長及び副センター長の選考及び任期等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

改正 平成26年12月2日規程第25号

改正 平成29年12月5日規程第32号

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 平成27年4月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 平成30年4月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月2日規程第25号)

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月2日規程第37号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月5日規程第32号)

この規程は、平成29年12月5日から施行する。